



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- \*133 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) ..... 1
- \*134 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (長寿社会課) ..... 28

## 規 則

### 和歌山県規則第133号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (平成12年和歌山県規則第125号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職権の委任) 第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条及び第81条に規定する保護の実施機関として行うべき知事の権限について、<u>法第55条の4第2項の規定により、法第55条の4第1項、第55条の6及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金の支給に関する権限について、法第55条の5第2項の規定により準用する法第55条の4第2項の規定により、法第55条の5第1項及び第55条の6に規定する進学準備給付金の支給に関する権限について、</u>振興局長に委任する。</p> <p>(備付書類) 第3条 振興局長は、被保護者につき、次に掲げる様式を標準として書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。 (1)～(5) 略 2 振興局長は、次に掲げる様式を標準として書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。 (1)～(7) 略</p> <p>(保護の開始又は変更の申請書) 第5条 略 2 略 3 第1項の書面に添付する書面の様式の標準は、次のとおりとする。 (1)～(ii) 略 4 第2項の書面に添付する書面の様式の標準は、<u>別記第27号様式とする。</u></p>	<p>(職権の委任) 第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条及び第81条に規定する保護の実施機関として行うべき知事の権限について、法第55条の4第2項の規定により、法第55条の4第1項、第55条の5及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金の支給に関する権限について、振興局長に委任する。</p> <p>(備付書類) 第3条 振興局長は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。 (1)～(5) 略 2 振興局長は、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。 (1)～(7) 略</p> <p>(保護の開始又は変更の申請書) 第5条 略 2 略 3 第1項の書面に添付する書面の様式の標準は、次のとおりとする。 (1)～(ii) 略 (12) <u>葬祭費明細書(別記第27号様式)</u></p>

## (決定通知書)

第6条 法第24条第3項及び第9項並びに第25条第2項の書面の様式の標準は、別記第28号様式又は別記第29号様式とする。

2 法第26条の書面の様式の標準は、別記第30号様式とする。

## (扶養照会書)

第9条 法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときの扶養照会書の様式の標準は、別記第35号様式とする。

2 法第24条第8項の規定により扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときの書面の様式の標準は、別記第35号様式の2とする。

3 法第28条第2項の規定により扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときに書面の様式の標準は、別記第35号様式の3とする。

## (進学準備給付金申請書)

第24条 施行規則第18条の9第1項の規定による進学準備給付金の支給の申請の様式の標準は、別記第57号様式とする。

## (進学準備給付金決定調書)

第25条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調書は、別記第58号様式によるものとする。

## (進学準備給付金決定通知書)

第26条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときは、別記第59号様式により通知するものとする。

## (不服申立書)

第27条 法に基づく処分に係る審査請求書及び再審査請求書の様式の標準は、別記第60号様式とする。

## (繰替支弁)

第28条 保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設は、法第72条第1項に規定する厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、別記第61号様式の繰替支弁施設指定申請書を知事に提出するものとする。

## (徴収金等支払申出書)

第29条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第77条の2第1項に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出様式の標準は、別記第62号様式とする。

2 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条第1項に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出様式の標準は、別記第63号様式とする。

第30条 略

## (決定通知書)

第6条 法第24条第3項及び第9項並びに第25条第2項の書面は、別記第28号様式又は別記第29号様式によるものとする。

2 法第26条の書面は、別記第30号様式によるものとする。

## (扶養照会書)

第9条 法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときの扶養照会書は、別記第35号様式によるものとする。

2 法第24条第8項の規定により扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときの書面は、別記第35号様式の2によるものとする。

3 法第28条第2項の規定により扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、別記第35号様式の3によるものとする。

## (不服申立書)

第24条 法に基づく処分に係る審査請求書及び再審査請求書の様式の標準は、別記第57号様式とする。

## (繰替支弁)

第25条 保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設は、法第72条第1項に規定する厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、別記第58号様式の繰替支弁施設指定申請書を知事に提出するものとする。

## (徴収金等支払申出書)

第26条

法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出様式の標準は、別記第59号様式とする。

第27条 略

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

面接記録票

起案日		決裁日		整理番号				
部長	副部長	課長	査察指導員		起案者			
面接日時	年	月	日	面接者				
		時	分					
面接場所		他機関 同席者						
保護を受けようとする者	氏名 (年齢)	( 歳)	連絡先					
	住所		民生委員					
来訪者	氏名 (年齢)		連絡先					
	住所		保護を受けようとする者との関係					
相談回数	初回 回目(前回 年 月 日)	保護歴	無 有( 年 月 日～ 年 月 日)					
相談内容	-----							
	-----							
	-----							
	-----							
	-----							
世帯の状況	氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	職業又は学年	収入月額及び内容	健康状態
		世帯主						
急迫性	ライフラインの停止又は滞納状況				急迫状態の判断			
	国民健康保険等保険料の滞納状況				有 ・ 無			
	その他 (家賃の滞納、食事の摂取状況等)							

資産状況	預貯金、手持金		保険			
	不動産		負債			
	自動車、バイク等		その他			
住居		持家・借家・その他 ( )	家賃・間代・地代	円		
他法他施策	年金	<input type="checkbox"/> 国民年金	<input type="checkbox"/> 厚生年金	<input type="checkbox"/> 共済年金	<input type="checkbox"/> 企業年金	<input type="checkbox"/>
	手当	<input type="checkbox"/> 児童手当	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	<input type="checkbox"/> 特児扶手当	<input type="checkbox"/> 雇用保険金	<input type="checkbox"/>
	医療保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	<input type="checkbox"/> 社会保険	<input type="checkbox"/> 後期高齢者	<input type="checkbox"/> 共済組合	<input type="checkbox"/>
	その他	<input type="checkbox"/> 障害者手帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
扶養義務者	氏名	続柄	年齢	住所	交流状況、扶養能力等	
制度説明		実施 (保護のしおり等 : 配布・未配布) ・ 未実施				
来訪者への助言内容	----- ----- ----- ----- ----- -----					
面接結果	保護申請の意思	有 ・ 無				
	申請書	用紙の交付 ・ 即日受理 ・ 相談のみ				
	(相談のみの場合) 理由 :					
備考						

別記第2号様式中「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第3号様式を次のように改める。



別記第4号様式から別記第9号様式までの様式中「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第10号様式中「受領印」を「記名欄」に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第11号様式から別記第13号様式までの様式中「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第14号様式中「氏名  印」を「氏名 」に改め、同様式(注)5を削る。

別記第15号様式及び別記第16号様式中「氏名  印」を「氏名 」に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第17号様式中「氏名  印」を「氏名 」に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第18号様式中「事業所(雇主)名  印」を「事業所(雇主)名 」に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第19号様式中「氏名  印」を「氏名 」に改め、同様式注を次のように改める。

注 氏名は、世帯員全員の氏名を記入してください。

別記第20号様式及び別記第21号様式中

「氏名  印」を

「氏名 」に改め、同様式注3を削る。

別記第22号様式中

「氏名  印」を

「氏名 」に改め、同様式注2を削る。

別記第23号様式中「氏名  印」を「氏名 」に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第24号様式から別記第26号様式までの様式中「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第27号様式注3を削る。

別記第28号から別記第31号様式までの様式中「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第32号様式中「院(所)長 (印)」を「院(所)長 \_\_\_\_\_」に改め、

「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第33号様式中

「  
医療機関の長又は  
開設者の氏名

(印) を  
」

「  
医療機関の長又は  
開設者の氏名

に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格  
」

A4とする。)」を削る。

別記第35号様式中「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削り、同様式(記入上の注意)4を削る。

別記第36号様式及び別記第37号様式中「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第38号様式中「市町村長 (印)」を「市町村長 \_\_\_\_\_」に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第39号様式から別記第41号様式までの様式中「代表者氏名 (印)」を「代表者氏名 \_\_\_\_\_」

に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第42号様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考1とし、同様式備考3から備考14までを同様式備考2から備考13までとする。

別記第43号様式中「代表者氏名 (印)」を「代表者氏名 \_\_\_\_\_」に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第44号様式中「施設名 (印)」を「施設名 \_\_\_\_\_」に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第45号様式中「市町村長 (印)」を「市町村長 \_\_\_\_\_」に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第46号様式中「代表者氏名 (印)」を「代表者氏名 \_\_\_\_\_」に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削る。

別記第47号様式から別記第48号様式の5までを次のように改める。



別記第47号様式 (第18条関係)

生活保護法指定医療機関 指定・指定更新 申請書

下記の1及び2について、申請します。

- 1 生活保護法第49条に係る指定医療機関
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により、生活保護法を準用する指定医療機関

名 称	(フリガナ)		医療機関コード									
所 在 地	〒 ー 電話番号( ) ー											
開設者の氏名、生年月日及び住所 (法人の場合は、法人の名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地)	氏名(名称等)	(フリガナ)										
		生年月日	年 月 日									
			住所(所在地)	〒 ー								
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)							生年月日	年 月 日		
	住所	〒 ー										
診 療 科 名												
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中							有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
指 定 希 望 年 月 日	年 月 日 指定											
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有 ・ 無											
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)											

年 月 日

和歌山県知事 様

〒 ー  
住 所  
申請者 (開設者) 電話番号( ) ー  
氏 名

別記第47号様式の2(第18条関係)

## 誓約書(医療機関用)

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

和歌山県知事 様

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定に該当しないことを誓約します。

住 所  
氏名又は名称

(誓約項目)

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

## 1 第2項第2号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

## 2 第2項第3号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
- 3 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- 4 医師法(昭和23年法律第201号)
- 5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
- 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- 8 医療法(昭和23年法律第205号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
- 13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- 14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 20 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 26 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)

- 28 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
- 30 公認心理師法(平成27年法律第68号)
- 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)
- 32 臨床研究法(平成29年法律第16号)

### 3 第2項第4号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること(取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)

### 4 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

### 5 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

### 6 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

### 7 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

### 8 第2項第9号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当すること。

別記第48号様式 (第18条関係)

生活保護法指定介護機関指定申請書

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
連絡先	電話番号	ファクシミリ番号	
管理者		(生年月日 年 月 日)	
医療機関コード等			
施設又は実施する事業の種類	事業等開始(予定)年月日	既指定の年月日	介護保険法の指定を受けている事業等
			指定等年月日 介護保険事業者番号
居宅介護	訪問介護		
	訪問入浴介護		
	訪問看護		
	訪問リハビリテーション		
	居宅療養管理指導		
	通所介護		
	通所リハビリテーション		
	短期入所生活介護 ※2		
	短期入所療養介護 ※2		
	特定施設入居者生活介護 ※1		
	福祉用具貸与		
	夜間対応型訪問介護		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護		
	認知症対応型共同生活介護 ※1		
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※1			
居宅介護支援事業			
施設介護	地域密着型介護老人福祉施設 ※2		
	介護老人福祉施設 ※2		
	介護老人保健施設 ※2		
	介護療養型医療施設 ※2		
特定福祉用具販売			
介護予防	介護予防訪問介護		
	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防居宅療養管理指導		
	介護予防通所介護		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防短期入所生活介護 ※2		
	介護予防短期入所療養介護 ※2		
	介護予防特定施設入居者生活介護 ※1		
	介護予防福祉用具貸与		
	介護予防認知症対応型通所介護		
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護 ※1			
地域包括支援センター			
特定介護予防福祉用具販売			
入居に係る必要な利用料の額 (※1、※2の場合に記入)		※1 居住費(賃料) 円/月	※2 居宅の種類 ( ) 居住費滞在費 円/日 食費 円/日

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

(生年月日 年 月 日)

別記第48号様式の2(第18条関係)

## 誓約書(介護機関用)

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

和歌山県知事 様

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定に該当しないことを誓約します。

住 所  
氏名又は名称

(誓約項目)

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

## 1 第2項第2号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

## 2 第2項第3号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
- 3 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- 4 医師法(昭和23年法律第201号)
- 5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
- 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- 8 医療法(昭和23年法律第205号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
- 13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- 14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 20 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 26 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 28 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
- 30 公認心理師法(平成27年法律第68号)
- 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)
- 32 臨床研究法(平成29年法律第16号)

### 3 第2項第4号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること(取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された介護機関の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)

### 4 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

### 5 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

### 6 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る介護機関の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

### 7 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

### 8 第2項第9号関係

当該申請に係る介護機関の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当すること。

別記第48号様式の3(第18条関係)

申 出 書

生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、生活保護法第54条の2第2項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

・開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

・管理者の氏名及び住所

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類 \_\_\_\_\_

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

申出者 (開設者)

氏名

別記第48号様式の4 (第18条関係)

生活保護法指定助産機関・施術機関 指定申請書

下記の1及び2について、申請します。

- 1 生活保護法第55条に係る指定助産機関・施術機関
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により、生活保護法を準用する指定助産機関・施術機関

氏名	(フリガナ)
生 年 月 日	年 月 日
住 所	〒 ー 電話番号( ) ー
開設している(勤務している)助産所又は施術所の名称	(フリガナ)
開設している(勤務している)助産所又は施術所の所在地	〒 ー 電話番号( ) ー
業 務 の 種 類	柔道整復    あん摩・マッサージ    はり・きゅう    助産
加 盟 団 体 等	1 あり (団体名: )    2 なし

年 月 日

和歌山県知事 様

〒 ー  
住 所  
申請者                      電話番号( ) ー  
氏 名



別記第48号様式の5(第18条関係)

## 誓約書(助産機関・施術機関用)

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)に該当しない旨の誓約書

和歌山県知事 様

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)の規定に該当しないことを誓約します。

住所(所在地)  
氏 名

(誓約項目)

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)の規定関係

## 1 第2項第2号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者(以下「申請者」という。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

## 2 第2項第3号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
- 3 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- 4 医師法(昭和23年法律第201号)
- 5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
- 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- 8 医療法(昭和23年法律第205号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
- 13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- 14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 20 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

- 26 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
  - 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
  - 28 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
  - 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
  - 30 公認心理師法(平成27年法律第68号)
  - 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)
  - 32 臨床研究法(平成29年法律第16号)
- 3 第2項第4号関係  
申請者が、生活保護法の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること。
- 4 第2項第5号関係  
申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。
- 5 第2項第6号関係  
申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。
- 6 第2項第8号関係  
申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

別記第49号様式及び別記第50号様式中「第54条の2第4項及び」を「第54条の2第5項及び第6項並びに」に、「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記第51号様式中「第54条の2第4項及び」を「第54条の2第5項及び第6項並びに」に、「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記第52号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記第53号様式中「第54条の2第4項及び」を「第54条の2第5項及び第6項並びに」に、「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記第54号様式及び別記第55号様式を次のように改める。

別記第54号様式 (第21条関係)

## 就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

## 記

1. 保護を必要としなくなった事由
2. 添付書類
3. 世帯構成員

氏 名	生 年 月 日
	年 月 日 ( 歳)
	年 月 日 ( 歳)
	年 月 日 ( 歳)
	年 月 日 ( 歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所  
氏名

振興局長 様

別記第55号様式 (第22条関係)

就労自立給付金決定調書

ケース番号	対象者氏名			世帯構成
決裁日 年 月 日	部長	副部長	査察指導員	起案日 年 月 日
施行日 年 月 日	起案者 所属 職氏名			
完結日 年 月 日				

就労自立給付金決定伺い  
調書のとおり決定してよろしいか。  
なお、御決裁の上は、例文により通知してよろしいか、併せて伺います。

就労自立給付金決定欄

算定対象期間	収入充当額	最低給付額	
		算定率	積立額

積立合計額	
-------	--

上限額	
-----	--

支給額	
-----	--

決 定 理 由

支給日及び支給方法

別記第59号様式中「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」を

「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書  
(生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合)」に改め、

「又は就労自立給付金の支給」を削り、「第78条の規定」を「第78条第1項の規定」に、「氏名  
印」を「氏名」に、「第78条に規定する」を「第78条  
第1項に規定する」に改め、同様式を別記第63号様式とする。

別記第58号様式中「代表者氏名 ㊟」を「代表者氏名

」に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削り、同様式を別記第61号様式とし、同様式の次に次の1様式を追加する。

別記第62号様式(第29条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書  
(生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)より、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年 月 日

住 所  
氏 名

振興局長 様

別記第57号様式中「氏名又は名称

㊞」を「氏名又は名称

」に改め、「(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)」を削り、同様式を別記第60号様式とし、別記第56号様式の次に次の3様式を加える。



別記第57号様式 (第24条関係)

年 月 日

進学準備給付金申請書

振興局長 様

申請者 住所又は居所  
(大学等に進学する者) 氏名

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 大学等に進学する者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 3 進学先  
学校名 \_\_\_\_\_
- 4 進学後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)  
 大学等進学前の住宅と同じ  
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)  
 居住 (予定) 地 \_\_\_\_\_
- 5 関係書類  
 (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか  
 ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し  
 ・ 入学金延納 (進学後に納付すること。) を申請した書類の写し  
 ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し  
 (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し  
 (3) その他支給決定に当たり必要な書類  
 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)  
 金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
 (該当する金融機関の種類に○をしてください。)  
 支店名 \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行除く。)  
 記号 

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ)  
 預金種類  普通預金  当座預金  
 (該当する□にチェックを入れてください。)  
 口座番号 

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめて記載してください。)  
 (カ ナ)  
 口座名義人 \_\_\_\_\_

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

別記第58号様式 (第25条関係)

進学準備給付金決定調書

ケース番号	対象者氏名				世帯主氏名
決裁日 年 月 日	部長	副部長	課長	査察指導員	起案日 年 月 日
施行日 年 月 日	起案者				
完結日 年 月 日	所属 職氏名				
進学準備給付金決定伺い					
調書のとおり決定してよろしいか。					
なお、御決裁の上は、例文により通知してよろしいか、併せて伺います。					
進 学 準 備 給 付 金 決 定 欄					
支給額 円 (進学先)  (進学後の居住先)					
不 支 給 の 理 由					
進学準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法					

別記第59号様式 (第26条関係)

年 月 日

様

振興局長

## 進学準備給付金支給 (不支給) 決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

### 記

- 支給の可否
  - 支給
  - 不支給
  
- 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
  - 支給額 円
  - 支給日 年 月 日
  
- 不支給の場合、その理由

### (備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した場合はその理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として (和歌山県知事が被告の代表者となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日 (行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。) の翌日から起算して50日 (当該審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日) を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 進学準備給付金は、所得税及び個人住民税は課されず、国税及び地方税の滞納処分等による差押えは禁止されています。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

---

和歌山県規則第134号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（平成5年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第21号様式までの様式中

「住所〔法人にあつては、主たる事務所の  
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 印 を  
」

「住所〔法人にあつては、主たる事務所の  
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 に改める。  
」

別記第22号様式を次のように改める。

別記第22号様式 (第15条関係)

第 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の  
氏名 (所在地及び名称並びに代表者の氏名))

## 有料老人ホーム設置届出書

有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- 4 事業開始の予定年月日  
年 月 日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 施設において供与をされる介護等の内容
- 7 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 8 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- 9 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 10 施設の運営の方針
- 11 入居定員及び居室数
- 12 職員の配置の計画
- 13 前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 14 前払金の返還に係る保全措置を講じたことを証する書類
- 15 前払金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容
- 16 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 17 長期の収支計画
- 18 入居契約書
- 19 設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

別記第23号様式から別記第25号様式までの様式中

「住所〔法人にあつては、主たる事務所の  
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕〕印を  
」

「住所〔法人にあつては、主たる事務所の  
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕〕に改める。  
」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の老人福祉法施行細則の規定により提出されている届出書は、改正後の老人福祉法施行細則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(別記第22号様式を除く。)による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。